

令和3年度 重層的支援体制構築支援事業

包括的支援体制構築に向けて ～重層的支援体制整備事業の活用～

藤沢市役所 福祉部
地域共生社会推進室

本日のメニュー

藤沢市の現状

藤沢市の相談支援体制について

コミュニティソーシャルワーカーによる
“断らない相談支援”

包括的支援体制の整備



ふじキュン♡

藤沢市の概要



【藤沢市のあらまし】

- ・ 昭和15年10月1日 市制施行
- ・ 面積: 69.57km²
- ・ 人口: 441,799人
- ・ 世帯数: 206,769世帯
- ・ 高齢化率: 24.47%

} 住民基本台帳に基づく数値
(2021年9月1日現在)

※行政区域を13地区に区分

【鉄道交通】鉄道路線の駅数

- ・ JR東海道本線 2駅
- ・ 小田急江ノ島線 9駅
- ・ 江ノ島電鉄線 6駅
- ・ 相鉄いずみ野線 1駅
- ・ 横浜市営地下鉄線 1駅
- ・ 湘南モノレール線 2駅

【名所・旧跡・観光】

・ 江の島(展望灯台、サムエル・コッキング苑、岩屋、江島神社)、遊行寺、湘南海岸、新江ノ島水族館、アートスペース、ふじさわ宿交流館、藤沢浮世絵館

【特産・名産品】

・ 湘南しらす、たたみいわし、わかめ、藤稔(ぶどう)、梨、湘南野菜(キャベツ、トマト、キュウリ等)、ふじさわ生豚、やまゆり牛、シクラメン、パンジー、貝細工

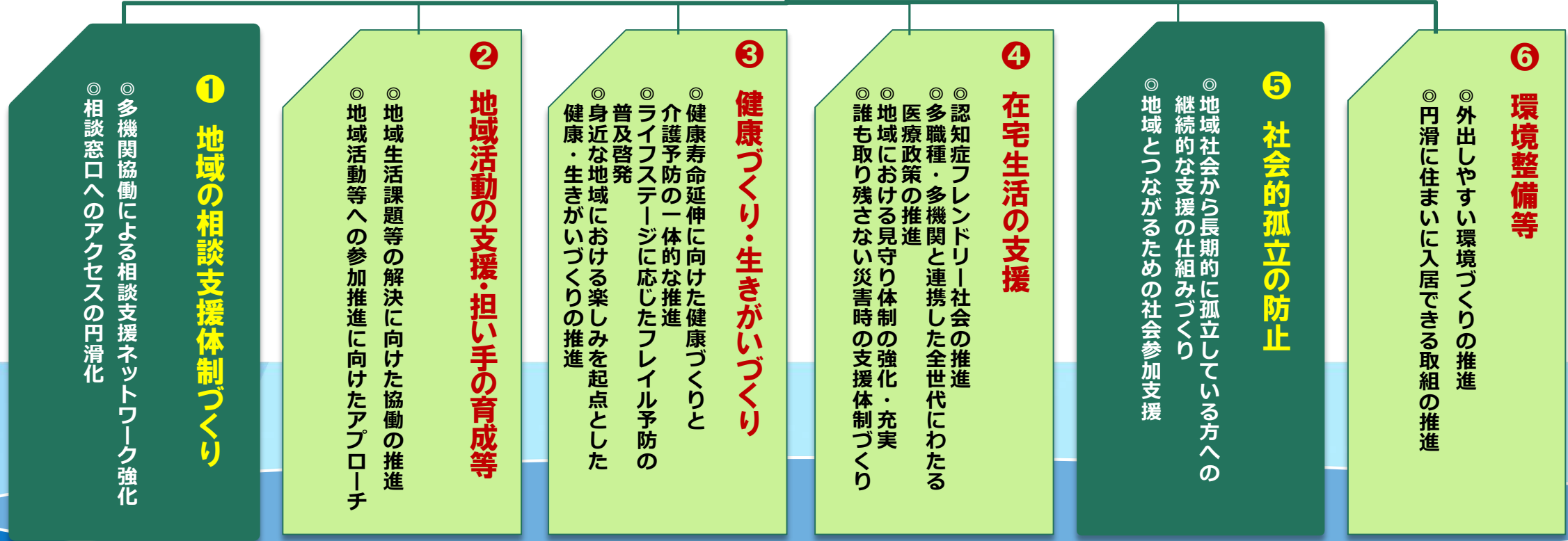


全世代型地域包括ケアシステムの庁内推進体制

※「藤沢型」として、対象を高齢者に限定せず、「全世代対象」

重点テーマと
主な取組

藤沢型地域包括ケアシステムの 推進に向けた庁内検討委員会（最大12部44課）



【共通基盤】 行政と多様な主体との協働による支えあいの地域づくり

本日のメニュー

藤沢市の現状

藤沢市の相談支援体制について

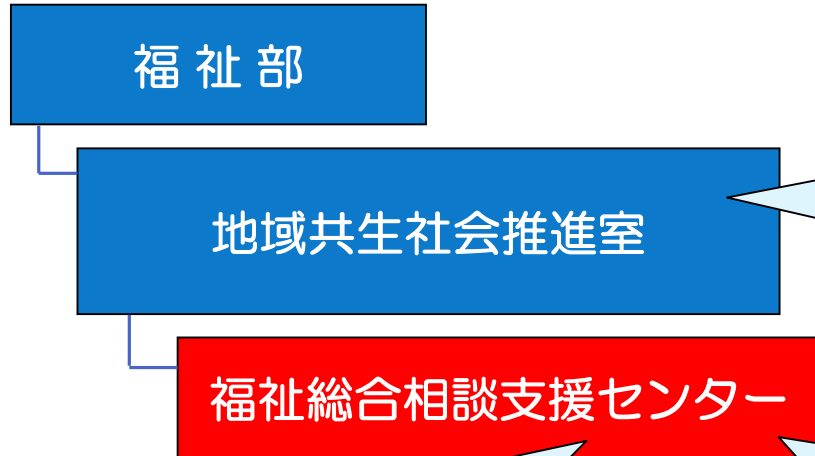
コミュニティソーシャルワーカーによる
“断らない相談支援”

包括的支援体制の整備



ふじキュン♡

①庁内の体制



※ 令和3年4月 組織改正

- ・「藤沢型地域包括ケア」総合企画調整
- ・「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり支援
- ・地域福祉計画

【市社会福祉協議会への委託】

- ・「バックアップふじさわ社協」
（自立相談支援機関）
CSW14名配置（全13地区に配置）
第2層生活支援コーディネーターとしての活動（CSWが兼務）
- ・生活支援コーディネーター（第1層）
も配置、連携

協働

市役所【本庁】

- ・「バックアップふじさわ」（自立相談支援機関）
- ・成年後見制度利用促進

【湘南台文化センター内】

- ・北部福祉総合相談室（バックアップふじさわ支所）
- ※ 湘南台地域包括支援センター、障がい者生活支援センターと一体整備。子育て支援センター、外国人相談室とも連携



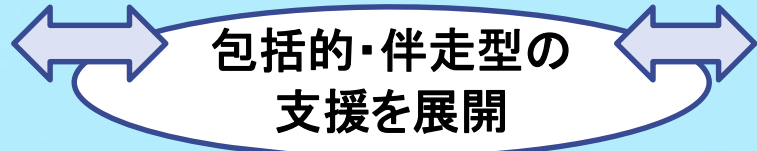
②生活困窮者支援を主体とした体制づくり

- 生活困窮者支援を主体として、**高齢者や障がい者といった分野を限定することなく**幅広く相談に応じ、時にはどこの制度にもあてはまらない、**いわゆる制度のはざまにある方**に対しても、生活課題の解決に向けた支援を行う。また複合的な生活課題に対しても、一つひとつ対応していくことで、世帯の自立を促す。
- **個別支援を積み重ね**ていくことで、地域の特性や不足する社会資源等を把握し、地域で活動する団体に対しての支援を行うことで、**地域づくりに寄与**する。

《自立相談支援事業》
**バックアップ
ふじさわ**
(市直営)

《任意事業》
就労準備支援事業
家計改善支援事業
子どもの学習・生活支援事業
一時生活支援事業
(それぞれ委託により実施)

《自立相談支援事業》
**バックアップ
ふじさわ社協**
(市社会福祉協議会委託)



- 市社協への委託により、コミュニティソーシャルワーカーを配置。(令和元年度からは、第2層の生活支援コーディネーターを兼務)
- 令和2年度 生活圏域13地区への配置完了

③ 相談支援体制構築の経緯（自立相談支援事業を基軸として）

- 平成26年11月 生活困窮者自立促進モデル事業スタート
 必須事業：自立相談支援モデル事業／直営
 任意事業：就労準備支援モデル事業／委託 家計相談支援モデル事業／委託 学習支援モデル事業／委託
- 平成27年 4月 生活困窮者自立支援制度スタート
 モデル事業の支援メニューを継続して事業実施
- 平成28年 4月 自立相談支援事業の一部委託開始
 ※藤沢市社会福祉協議会に相談員4人
 （うち3人をCSWとして地域配置 / 鵜沼・六会・湘南大庭）
- 平成29年 4月 CSWを5人配置（2人増員 / 長後・村岡）
- 平成30年 4月 CSWを8人配置（3人増員 / 辻堂・善行・御所見）
- 平成31年 4月 CSWを11名配置（3人増員 / 明治・片瀬・遠藤）
 一時生活支援事業を県と一般市3市（平塚・鎌倉・本市）と共同で実施／委託
- 令和 2年 4月 CSWを14名配置（全13地区への配置と地区を持たないCSW(主任相談支援員)1人）

本日のメニュー

藤沢市の現状

藤沢市の相談支援体制について

コミュニティソーシャルワーカーによる
“断らない相談支援”

包括的支援体制の整備



ふじキュン♡

①コミュニティソーシャルワーカーの役割

〔生活困窮者支援をベースに〕

- コミュニティソーシャルワーカーは〔相談支援〕
- 子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者の区別なく全世代対象
 - 相談は断りません
 - 住民の方に寄り添いながら、困りごとの解決に向けた支援
 - 個別支援から見えてくる課題に対し、地域の支えあいの仕組みづくりを支援
 - 第2層の生活支援コーディネーターの役割を担う

本人・家族
民生委員・児童委員
地域包括支援センター
他(地域団体・縁側・学校・ボラセン・貸付)

からの多様な相談



- アウトリーチを基本としたインテーク面接
- 相談者との連携



本人支援
家族支援



多機関連携



地域支援

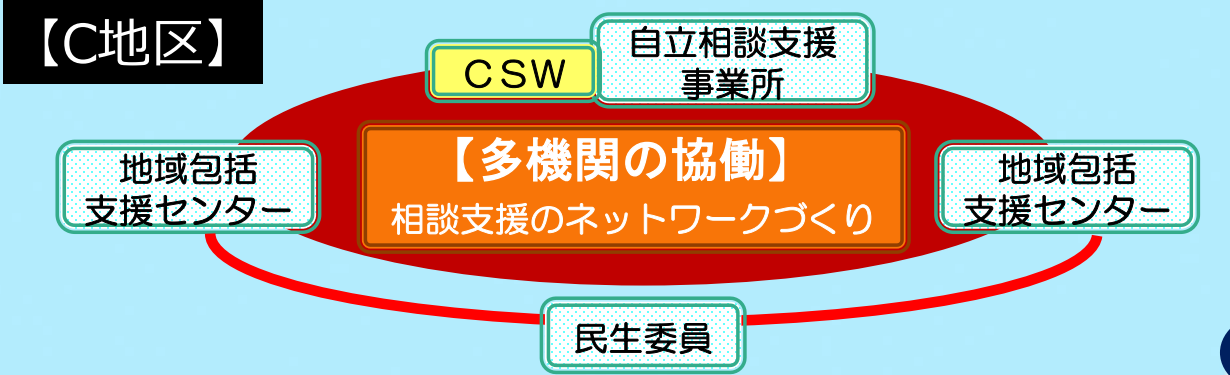
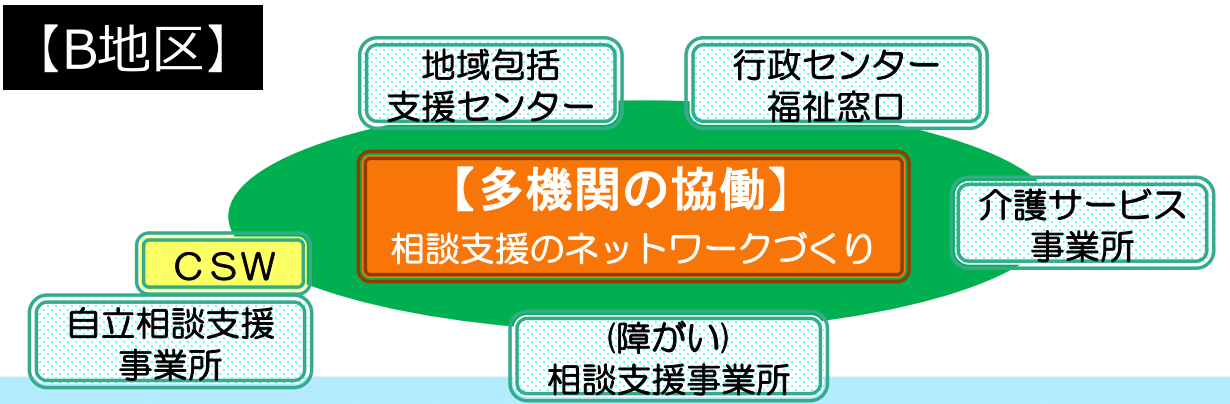
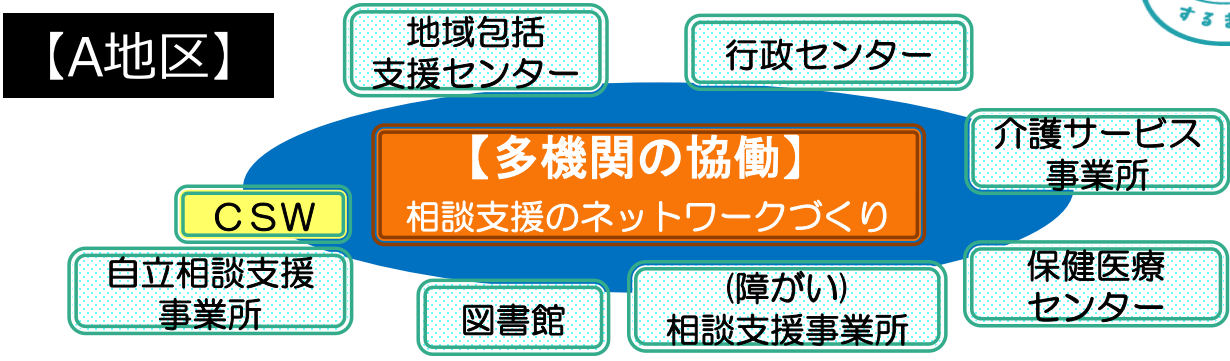




② 多機関連携への発展

- 多機関連携へ〔その必要性と必然性〕
- 相談者だけでなく、家族も課題を抱えている場合がある
 - そのため、世帯に対する複合的な支援が求められる
 - 結果、個別の支援機関だけでは解決できない
 - 相談支援機関のネットワーク化を図り包括的な支援を実現する

- 多機関連携へ〔発展の過程〕
- CSWが地域で顔の見える関係づくり
 - 他の支援機関が互いの機能を知りたい
 - “みんなで集まってみませんか”
 - どの機関が相談を受けても、適切な機関(相談)につなげられる



本日のメニュー

藤沢市の現状

藤沢市の相談支援体制について

コミュニティソーシャルワーカーによる
“断らない相談支援”

包括的支援体制の整備



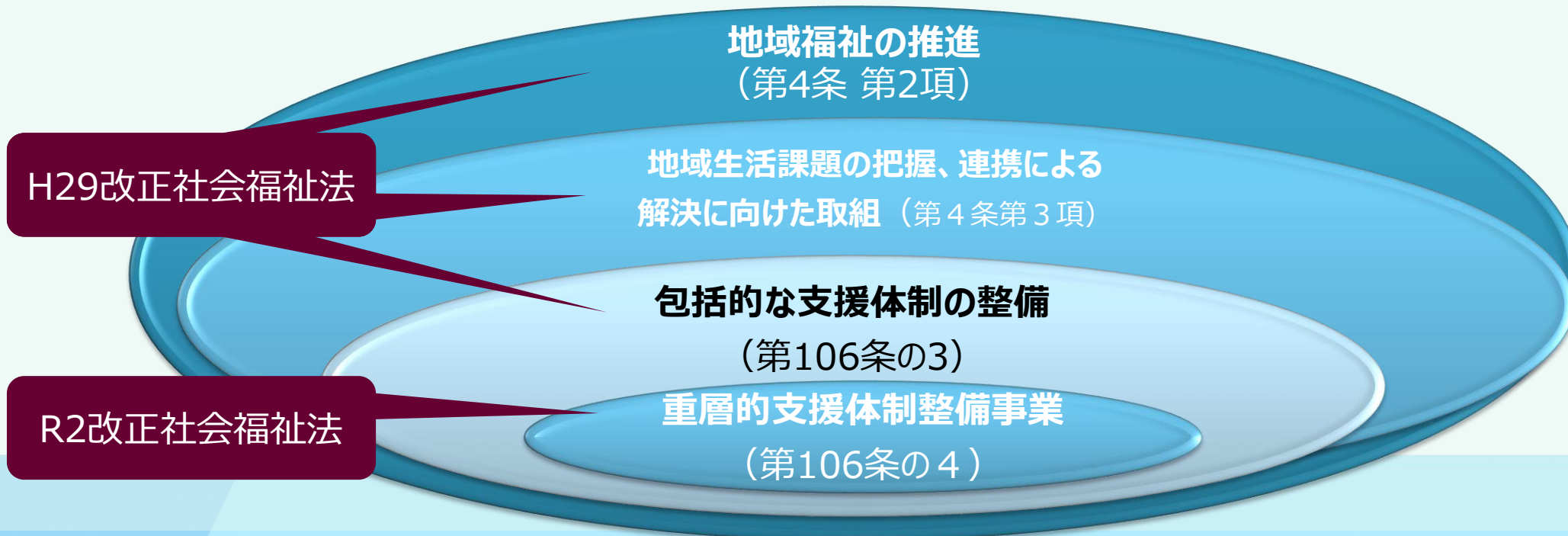
ふじキュン♡

① 包括的支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)



106条の3と106条の4の関係性

- 106条の3は、全ての市町村に対し、**地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備を努力義務として規定**するものであり、その**具体化は地域共生のモデル事業や各法を根拠とした事業間の連携を通じた市町村の創意工夫により図られている。**
- 対して新設する106条の4は、**106条の3の包括的な支援体制整備の具体化のための新たな一手法**として、第1号から第5号までの機能を一体的に備える法定事業を定義するものであり、続く106条の8及び106条の9において、介護、障害、子ども、生活困窮の分野からの財源拠出等の財政支援を定め、当該事業の実施を促進している。

① 包括的支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

《 法の規定 》

- 福祉・介護・介護予防・保健医療・住まい・就労・教育に関する課題

- 地域からの孤立、社会参加の中で生じる課題

➔ 把握し、連携して解決を図る体制作り

- 地域住民の活動の場・交流する拠点の整備

- 住民の困りごとを、分野を問わず包括的に受け止める場の整備

- 相談支援機関の協働とネットワークの整備

《 市の取り組み 》

『藤沢型地域包括ケアの推進』において、既に取り組む
➔ 6本の重点テーマ

地域の縁側や、CSWの活動、また地域包括支援センターにおける幅広い相談支援など。

➔ ・誰もが気軽に集まれる場
“地域の縁側”
・分野を超えた相談支援
・生活困窮者支援を通じた体制整備(多機関連携)

地域福祉の推進

(第4条 第2項)

地域生活課題の把握、連携による解決に向けた取組

(第4条 第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

【包括的支援体制構築事業(モデル事業)】

重層的支援体制整備事業

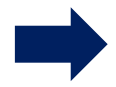
(第106条の4)

これまで、各分野で展開された相談支援が、今回具現化された
(支援メニューが示された。)



②重層的支援体制整備を活用した包括的支援体制の充実・強化

相談支援の課題



相談支援の目指す体制



<相談を受ける側>

<相談する側>

- 縦割り
- たらい回し
- 制度の枠
- 抱え込み

課題が複合化・複雑化

既存の制度では対応できない課題

孤立

狭間

<相談する側>

- 相談したところで、話を聞いてもらえる
- 課題の解決に適切な部署につながる
- いろいろな課題があっても、それぞれに支援者がいて、それぞれが情報共有してくれる

<相談を受ける側>

- ◆ 自分の部署（機関）がすべてを解決しなくてよい
- ◆ 他の機関の機能がわかる
- ◆ まずは話を聞く、受け止める
- ◆ 様々な機関が重なり合って支援する

包括的支援体制

②重層的支援体制整備を活用した包括的支援体制の充実・強化

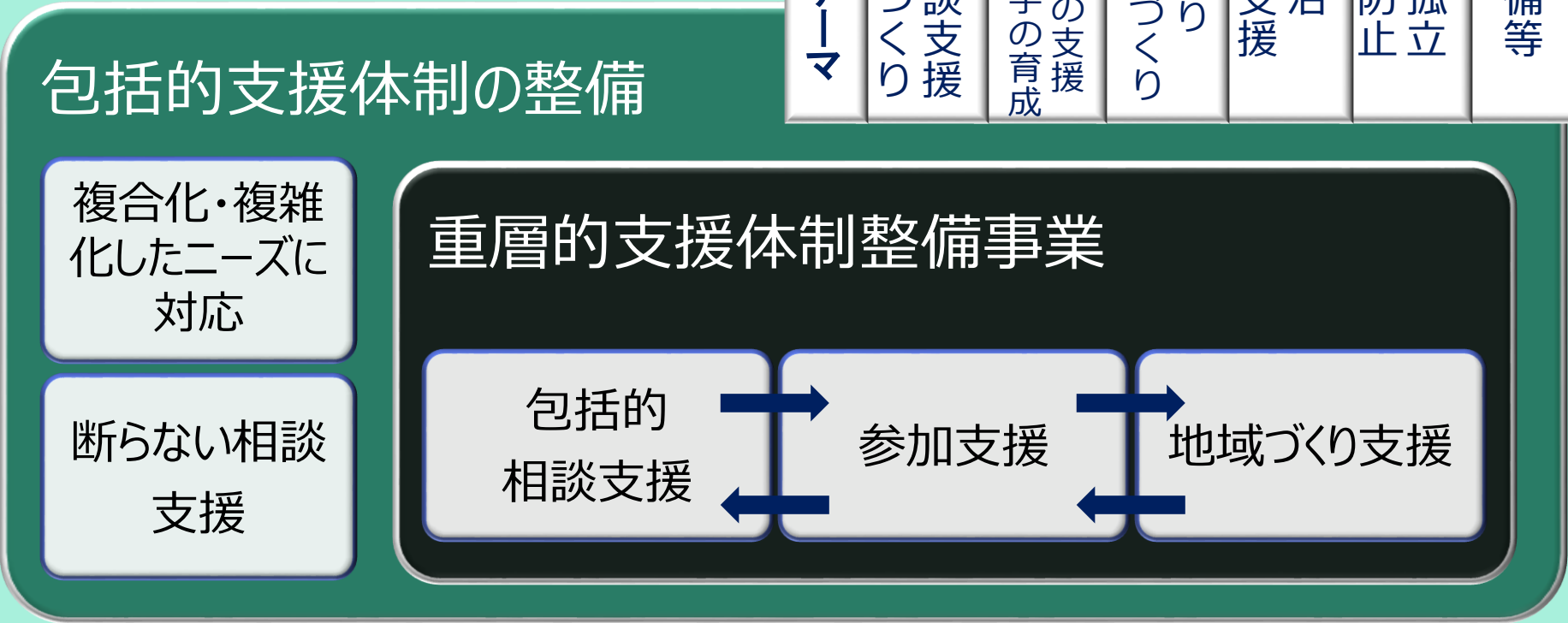
地域共生社会の実現 = 藤沢型地域包括ケアシステムの取組

制度・分野
の枠組
を超える

「支え手」
「受け手」
の枠組
を超える

- 3つの基本理念**
- (1) 全世代・全対象型
 - (2) 地域の特性に応じたまちづくり
 - (3) 地域を拠点とした相談支援

- 6本の重点テーマ**
- ① 地域相談支援体制づくり
 - ② 地域活動の支援・担い手の育成
 - ③ 健康づくり・生きがいをづくり
 - ④ 在宅生活の支援
 - ⑤ 社会的孤立の防止
 - ⑥ 環境整備等



③重層的支援体制整備 全体像 (イメージ)

I 相談支援

- 【1】包括的相談支援事業 (断らない相談支援)
 (高)地域包括支援センター (地域共生社会推進室)
 (障)障がい者相談支援事業所、基幹相談支援センター(障がい福祉課)
 (子)保育コンシェルジュ(保育課)、母子保健相談(南北保健センター、子育て給付課)
 (困)自立相談支援事業所(バックアップふじさわ、CSW)



複合的課題

- 新【2】多機関協働事業
 (障)相談支援の地域支援体制 (障がい福祉課)
 (困)CSWの地区ごとのネットワーク構築 (地域共生社会推進室)
 * 藤沢型地域包括ケア推進会議

コーディネート

コーディネート



プラン作成

- 新【3】アウトリーチ支援
 (困)CSWによる支援 (地域活動への支援) (地域共生社会推進室)

新 II 参加支援

- 地域の縁側
 基本型、特定型、基幹型、すべての縁側で、地域住民にとっての居場所を提供する。(地域共生社会推進室)

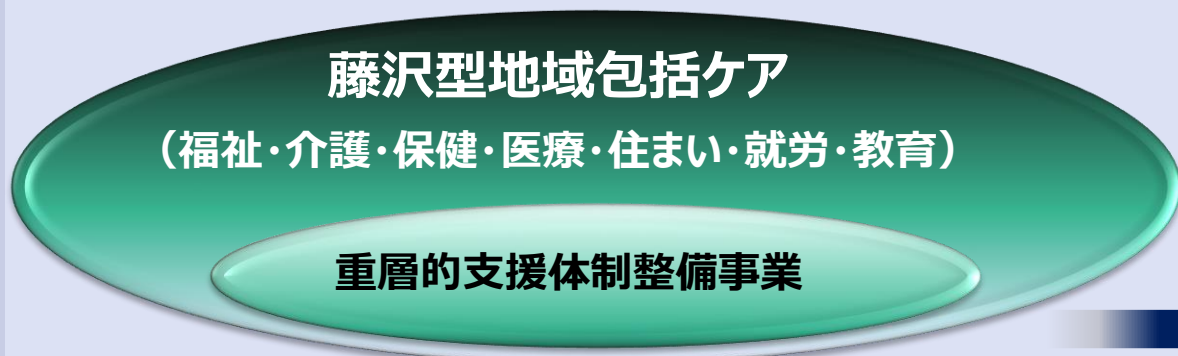


III 地域づくり支援

- (高)高齢者の通いの場
 高齢者の誰もが参加できる介護予防活動 (地域共生推進室)
- (介)生活支援コーディネーター (生活支援体制整備)
 協議体の開催、生支コによる地域資源の把握と市域活動支援 (地域共生社会推進室)
- (障)地域活動支援センター(I 型・Ⅲ型)
 在宅障がい者の社会参加 (障がい福祉課)
- (子)子育て支援センター (地域子育て支援事業拠点)
 交流の場・相談・情報提供・講習会 等 (子育て企画課)
- (困)共助の基盤づくり
 社会参加事業 他 (地域共生社会推進室)



藤沢型地域包括ケアとの関係性



これまでの取組の幅を、少し広げるところからスタート！

複合的課題